

# 丸亀市産後ケア事業のご案内

## 産後ケア事業をご存知ですか？

出産後はホルモンの変化や育児への不安により、こころやからだ不安定になりやすい時期です。「出産後、手伝ってくれる人が近くにいないくて、自宅に帰ってからの育児が心配」「授乳がうまくいかない」「体調がすぐれない」など、そんなお困りごとはありませんか？そんな時は助産師によるケアやアドバイスが受けられる産後 ケア事業を利用できます。出産後のお母さんが赤ちゃんがゆっくり、安心して過ごせるようにサポートします。1人で悩まず、まずはご相談ください。

### ★利用できる方

丸亀市に住民票があり、  
出産後1年未満の赤ちゃんとお母さんで（施設によって対象月令が異なります）

- ・産後の体力の回復に不安のある方
- ・育児への不安があり助産師に相談したい方
- ・産後の生活（食事や休養等）について  
アドバイスを受けたい方 など

### ★どんなケアが受けられるの？

- ・お母さんと赤ちゃんの健康状態のチェック
- ・お母さんの休養とリフレッシュ
- ・乳房ケアと授乳、沐浴、自宅での子育てや生活面の相談・指導 など



## <利用者負担額>

種類	利用者負担額		利用できる 日数・回数
	課税世帯	非課税世帯 生活保護世帯	
宿泊型 (1日につき)	¥5,000 (食事代含む) ※1泊2日の場合 ¥10,000	¥0	原則7日間
通所型 (1回5時間程度)	¥1,000 (食事代含む)	¥0	原則5日間
訪問型 (1回3時間程度)	¥0	¥0	原則5日間

※利用者負担金は、利用者が直接各施設にお支払いください。

※施設で受けるケアの内容によっては別途料金が発生する可能性があります。詳細は各施設にご確認ください。

※訪問型はお約束した日に助産師がご自宅まで訪問します（原則、市内の自宅への訪問となります）。

※赤ちゃんの紙おむつやミルク、離乳食は各自でご準備ください。

## <ご利用方法>

①利用したい施設に連絡 ▶ ②市に利用申請する ▶ ③市から利用承認通知書が届く

利用したい施設（裏面参照）に直接連絡し、仮予約をしてください。

市のホームページ『丸亀市産後ケア事業申込フォーム』から出産後に申請してください。

利用決定後、承認通知書が届きますので、利用するときは毎回施設へ提示してください。

丸亀市産後ケア事業申込フォーム



※ 申込フォームでの申請は、産後ケアを利用されるお母さんご自身で行ってください。  
なお、申請入力利用予定日の1か月前～3日前までの間に行ってください。

## <実施施設>

	施設名	住所	連絡先	利用できる産後ケアの種類		
				宿泊型	通所型	訪問型
助産院	ぼっこ助産院	高松市春日町1176 	087-844-4103	○	○	—
	助産院ゆるり	丸亀市柞原町320-6 	080-5660-4343 LINE ID)@mwyururi	—	○	○
	みゆき助産院	多度津町奥白方1183 	080-4033-3855	○	○	○
	すず助産院		090-4372-8768 LINE ID)@133uvocv	—	—	○
医療機関	香川労災病院 ※産後3か月未満の方が対象です	丸亀市城東町3丁目3-1 	代表 (0877) 23-3111 西3階病棟につないで もらってください	○	○	—
	回生病院 ※産後6か月未満の方が対象です	坂出市室町3丁目5-28 	代表 (0877) 46-1011 8階病棟につないで もらってください	—	○	—

★産後ケア中の過ごし方については、お母さんのご希望に合わせて相談させていただきます。

### 通所型の過ごし方の一例

10:00 来院



12:00 昼食

施設が提供する食事をゆっくり食べる



15:00 帰宅

- ・お母さんや赤ちゃんの健康チェック
- ・お母さんの休息、リフレッシュ
- ・沐浴、育児相談など
- ・乳房ケア など



【お問い合わせ先】

丸亀市健康課： ☎ 24-8806

✉ kenko-k@city.marugame.lg.jp